行 橋 警 察 署 の 交 通 指 導 取 締 り 指 針

次の路線、地域、時間帯を重点に交通指導取締り活動を推進します。

なお、県警の活動重点である「飲酒運転・交通事故抑止対策の推進」に基づき、管内全域で、時間帯に捉われず、飲酒運転や横断歩行者等妨害、速度超過などの重大事故に直結するおそれの高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを強化しています。

※　重点以外の交通違反、取締り路線、地域、時間帯であっても、運転者の遵法精神を喚起するための交通指導取締りをランダムに取り入れることで、交通事故の抑止を目指します。

速度超過の取締り重点

	路線・地域	時間帯	規制速度
速度超過	国道１０号	午前６時から午前９時、午前１０時から午後２時 午後６時から午後１０時	50km/h
	国道２０１号	午前６時から午前８時、午前１０時から午後０時 午後１時から午後３時、午後５時から午後８時	50km/h
	県道門司行橋線	午前６時から午前９時、午後４時から午後８時	３０～５０km/h

管 内 の 交 通 事 故 発 生 状 況 及 び 重 点 路 線 等 の 選 定 理 由

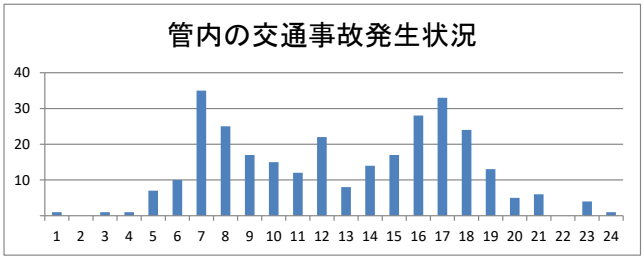

路 線 等 別 交 通 事 故 発 生 状 況

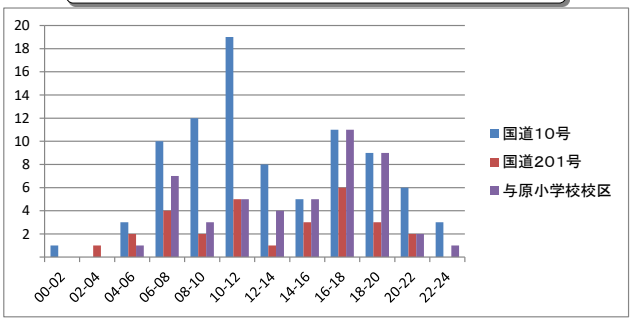

交通事故発生状況

○ 管内では、午前7時台に最も多く交通事故が発生しており、全体として午前7時から午前9時、午後4時から午後6時の時間帯に事故が多発しています。

○ 事故多発路線は
国道10号、国道201号、県道門司行橋線
で、上記3路線で管内の交通事故全体の約34%が発生しています。

○ 事故多発地域としては、
与原小学校校区
であり、同小学校の通学路周辺で事故が多発しています。

重点路線等の選定理由

○ 重点路線
上記重点路線は管内の主要道路で人車ともに通行量が多く、大規模な交差点が連続しており、速度超過に起因する事故が発生すれば大事故へとつながることから、速度超過の取締り重点路線とします。

○ 重点地域
与原小学校校区は事故多発地域周辺であり、大規模商業施設、住宅街が密集する他、小学校の通学路にもなっていることから横断歩行者妨害等及び通行禁止違反取締りの重点地域とします。

※ 児童、高齢者の安全な通行を確保するため管内の通学路、生活道路においても取締りを強化します。

横断歩行者等妨害等の取締り重点

	路線・地域	時間帯
横断歩行者等妨害等	苅田交番	午前７時から午前８時 午後６時から午後８時
	行橋駅前交番	午前７時から午前９時 午後６時から午後８時

車 両 対 歩 行 者 に よ る 交 通 事 故 発 生 状 況 及 び 重 点 路 線 等 の 選 定 理 由

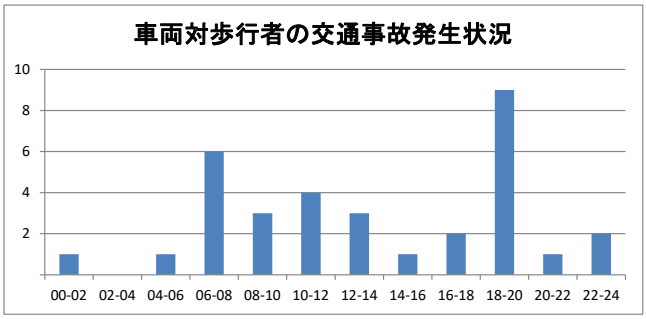

重点路線等の選定理由

○ 早朝の午前6時から午前8時、夜間帯の午後6時から午後8時の時間帯に事故が多発しています。

○ 事故類型別で見ると、歩行者の背面に車両が衝突する形態の事故が最も多く発生しています。

○ 行橋駅前交番管内では、早朝・夜間帯及び昼間帯に人と車両との往来が輻輳することから、歩行者対車両による交通事故が散発的に発生しており、重点地域とし、事故抑止活動を行います。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

自転車の取締り重点

	路線・地域	時間帯	取締り罪種
自転車	行橋駅前交番	午前７時から午前９時 午後４時から午後８時	信号無視、通行区分違反、携帯電話使用等
	苅田交番	午前７時から午前１０時 午後３時から午後８時	信号無視、通行区分違反、携帯電話使用等

自転車関連事故の発生状況及び重点路線等の選定理由

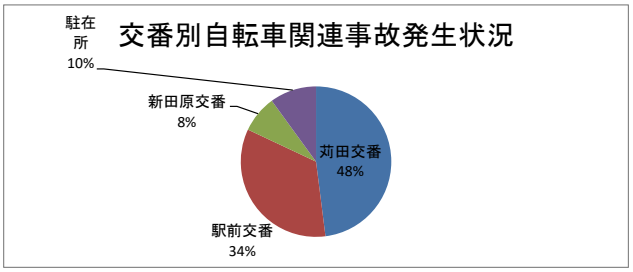

重点路線等の選定理由

○ 苅田交番管内において交通事故が多く発生しています。

○ 苅田交番管内には外国人居住者が多い他、通勤・通学者が多く、交通事故が多発していることから重点地域とします。

○ 行橋駅前交番管内では、朝夕の通勤・通学時間帯における交通事故が多発しています。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

上記以外にも、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを管内全域で実施しています。

行橋警察署管内

【重点対策路線・地域】

○ 速度超過 ～ 国道10号
国道201号
苅田交番（与原小学校校区）

○ 横断歩行者
等妨害等 ～ 苅田交番
行橋駅前交番
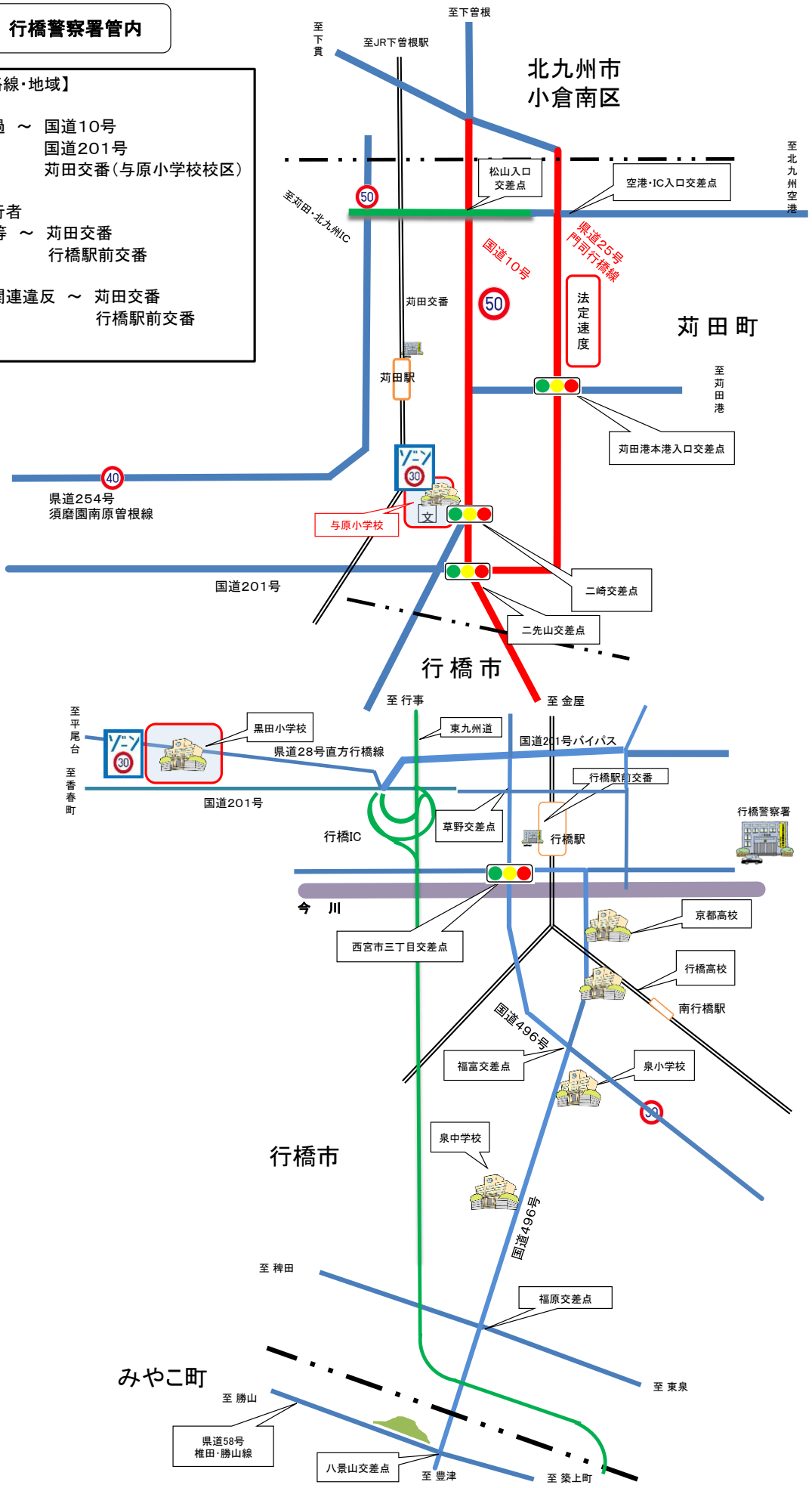
○ 自転車関連違反 ～ 苅田交番
行橋駅前交番